

(G1-2) 土木学会出版安定化積立預金規則

平成21年7月17日	制 定
平成22年1月22日	一部改正
平成23年11月18日	〃
平成28年5月13日	〃

(目的)

第1条 この規則は、出版安定化積立預金（以下「積立預金」という。）に関し必要な事項を定め、その適正な執行を確保することを目的とする。

(使途)

第2条 積立預金の使途は、定款第4条第4号に規定する事業のうち、土木学会出版規程で定める出版事業（以下「事業」という。）の実施に限定する。

(構成)

第3条 積立預金は、理事会において積立預金に繰り入れることを議決した、会計規程第6条に規定する調査研究事業における収益をもって構成する。

(管理運用)

第4条 積立預金は特定資産とし、元本が回収できる見込みが高く、且つ、高い運用益が得られる方法で管理する。

(充当)

第5条 積立預金の計画的な取り崩しおよび運用益により事業の実施に充当するものとする。

2 前項の取り崩し額および運用益の額は、予算に計上しなければならない。

3 積立預金の計画的な取り崩しについては、財務・経理部門を主務とし、出版部門と協議するものとする。

(処分)

第6条 事業の実施上やむを得ない事由により、予算に計上した計画的な取り崩し額を超えて積立預金および運用益の全部または一部を処分しようとするときは、理事会の承認を得なければならない。

(規則の変更)

第7条 この規則の変更は、理事会において行う。

附則（平成21年7月17日 理事会議決） この規程は、平成21年7月17日から施行する。

附則（平成22年1月22日 理事会議決） この変更規程は、平成22年1月22日から施行する。

附則（平成23年11月18日 理事会議決） 規程から規則に変更し、平成23年11月18日から施行する。

附則（平成28年5月13日 理事会議決） この変更規則は、平成28年5月13日から施行する。